

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	所長
根 拠 規 定	美郷町交流センター設置条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町交流センター設置条例第 4 条第 1 項、第 5 条 美郷町交流センター設置条例施行規則第 4 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町交流センター設置条例 (使用の許可) 第 4 条 交流センターを使用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。 2 略 (使用の不許可) 第 5 条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流センターの使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 交流センターの管理上支障があると認められるとき。 (3) 前 2 号のほか、所長が使用させることを不相当と認めるとき。</p> <p>○美郷町交流センター設置条例施行規則 (使用許可の手続) 第 4 条 条例第 4 条の規定により、交流センター使用の許可を受けようとする者は、当該使用の 5 日前までに交流センター使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、所長が特に必要と認めた使用については、この期間によらないことができる。 2 町の機関又はほかの類似機関による使用については、交流センター使用許可申請書の提出を省略することができる。 3 略</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	使用の5日前までに申請（規則4条1項）
設 定 日	平成27年10月31日